

教育委員会事務局	高校教育課	平成14年4月 ～平成15年3月	平成15年7月11日 及び7月23日
	義務教育課	”	平成15年7月10日 及び7月23日
	学校人事課	”	平成15年7月8日 及び7月23日
	社会教育課	”	平成15年7月7日 及び7月23日
	人権同和教育課	”	平成15年6月20日 及び7月1日
	文化課	”	平成15年6月19日 及び7月1日
	体育保健課	”	平成15年6月17日 及び7月1日
	施設課	”	平成15年6月16日 及び7月1日
人事委員会事務局		”	平成15年7月10日 及び7月18日
監査委員事務局		”	平成15年7月18日
地方労働委員会事務局		”	平成15年7月15日 及び7月28日
議会事務局		”	平成15年7月16日 及び7月28日
警察本部		”	平成15年8月4日～6日 及び8月12日

## 2 監査の主眼

今回の監査は、本庁知事部局92課（総室・室）、教育委員会事務局11課、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、議会事務局及び警察本部を対象に、合規性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適切に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

## 3 監査の結果

### ○ 報告公表事項

監査において是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

#### 総務部

- (1) 県税の未収金（平成14年度末現在6,719,512,215円）について、引き続きその解消に努めること。（税務課）

#### 健康福祉部

- (1) 生活保護費返還徴収金等の未収金（平成14年度末現在11,277,424円）について、引き続きその解消に努めること。（生活保護・援護課）
- (2) 看護師等修学資金貸付金回収金の未収金（平成14年度末現在2,640,000円）について、引き続きその解消に努めること。（地域医療推進課）
- (3) 精神障害者措置入院費負担金等の未収金（平成14年度末現在1,906,283円）について、引き続きその解消に努めること。（精神保健福祉課）
- (4) 児童保護費負担金の未収金（平成14年度末現在31,616,711円）及び知的障害者保護費負担金等の未収金（同6,101,500円）について、引き続きその解消に努めること。（知